

令和7年度「青森県・弘前市」連携融資制度

青森県特別保証融資制度 市による補助のご案内

弘前市では、青森県特別保証融資制度の利用者を対象に利子補給や信用保証料補助を行います。

1 弘前市内で創業するかた

- ◎対象資金 青森県「青森新時代」への架け橋資金（創業）
- ◎対象者 市内で新たに事業を開始しようとする中小企業者、または市内で事業を開始して5年に満たない中小企業者（いずれも市内に事業所を有するものまたは予定のもの）
- ◎補助対象融資 融資額 1,000万円以内で融資を受けたもの
- ◎補助内容 「貸付当初から1年間の利子を全額補助」及び信用保証料を全額補助（県が30%を補助し残りの70%を弘前市が補助）
※スタートアップ創出枠の場合は、信用保証料の上乗せ分（0.2%）は補助対象外

2 空き店舗で開業するかた

- ◎対象資金 青森県「青森新時代」への架け橋資金（空き店舗活用チャレンジ融資）
- ◎対象者 市内の中心市街地区域内にある商店街等（※）の空き店舗において開業する中小企業者で、地域商店街等活性化への取組として市の認定を受けたもの
- ◎補助対象融資 融資額 3,000万円以内で融資を受けたもの
- ◎補助内容 「貸付当初から5年間の利子を全額補助」及び「信用保証料の50%を補助」
- ※対象となる商店街等 駅前、大町、土手町（上土手、中土手、下土手）、百石町、親方町の商店街・商店会

3 DXの推進、生産性向上を図るかた

- ◎対象資金 青森県「青森新時代」への架け橋資金（特別枠②DX・生産性向上を図る取組）
- ◎対象者 データやデジタル技術を活用した設備導入・研究開発等によりビジネスモデル等の変革に取り組む中小企業者、生産・加工・販売等に関する生産性向上設備を導入し業務効率の向上を図る中小企業者 など
- ◎補助対象融資 融資額 2,000万円以内で融資を受けたもの
- ◎補助内容 信用保証料を全額補助（県が30%を補助し残りの70%を弘前市が補助）

4 労働力確保（賃上げ）等に取り組むかた

- ◎対象資金 青森県「青森新時代」への架け橋資金（特別枠⑤労働力確保（賃上げ）仕事と子育ての両立に資する取組）
- ◎対象者 コスト削減や新商品・新サービス開発のための設備導入、リスキリングや人材育成等に取り組む中小企業者
- ◎補助対象融資 融資額 2,000万円以内で融資を受けたもの
- ◎補助内容 信用保証料を全額補助（県が30%を補助し残りの70%を弘前市が補助）

5 物流の2024年問題の解決に取り組むかた

- ◎対象資金 青森県「青森新時代」への架け橋資金（特別枠⑥物流の2024年問題の解決への取組）
- ◎対象者 設備導入や物流拠点の建設、労働時間短縮や予約受付システム構築・導入などの業務効率化に取り組む中小企業者
- ◎補助対象融資 融資額 2,000万円以内で融資を受けたもの
- ◎補助内容 信用保証料を全額補助（県が30%を補助し残りの70%を弘前市が補助）

6 事業継続や経営の安定又は事業再生に取り組むかた

- ◎対象資金 青森県経営安定化サポート資金（経営安定枠）
- ◎対象者 売上債権回収の長期化、原油・物価高騰等の影響などにより、売上高等が減少しており、事業活動に影響を受けている中小企業者
- ◎補助対象融資 融資額2,000万円以内で融資を受けたもの
- ◎補助内容 信用保証料を全額補助

◎上記補助の対象となる融資の実行期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
◎予算の都合により、上記補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも、県の各種融資を利用することは可能です（所定の保証料等は自己負担となります）。

※なお、「事業者選択型経営者保証非提供制度」による保証料の上乗せ分は補助対象外となります。

＜お問い合わせ先＞

- ◎信用保証料補助及び利子補給に関すること…弘前市商工労政課商業振興係 電話 0172-35-1135
- ◎青森県特別保証融資制度に関すること……青森県経済産業政策課 電話 017-734-9368



＜連携融資制度に関するQ&A＞

Q1 弘前市内に本社（個人の場合は住所）がありますが、市外の事業所の事業資金に対する融資について、信用保証料の補助を受けることができますか？

A1 信用保証料の補助対象となる融資は、市内に住所を置く（または置こうとする）事業所の事業資金に限られます。本店の登記（個人の場合は住所）が弘前市にあっても、市外の事業所に係る事業資金は対象になりません。

Q2 「1 弘前市内で創業するかた」について、融資額が1,000万円を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A2 信用保証料の補助対象となる融資は、融資額1,000万円以内に限られます。
ただし、例えば、融資額1,500万円を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる1,000万円の融資と、補助対象外の500万円の融資の2口に分けることで、当該1,000万円の融資について、信用保証料の補助を受けることは可能です。

Q3 「2 空き店舗で開業するかた」について、融資期間が5年を超える場合でも融資対象になりますか？

A3 対象となります。当該制度（空き店舗活用チャレンジ融資）の融資期間は運転資金10年以内、設備資金15年以内であり、このうち、貸付当初から5年間の利子については弘前市が全額を補助し、5年を超える分については、全額自己負担です。

Q4 「青森県・弘前市」連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A4 青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申ください。
ただし、「空き店舗で開業するかた」については、事前に弘前市商工労政課商業振興係へご相談ください。

※青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

青森みちのく銀行、岩手銀行*、東北銀行*、七十七銀行*、秋田銀行、北日本銀行*、みずほ銀行*、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合*、商工組合中央金庫*、東日本信用漁業協同組合連合会*

（*印の金融機関は、市補助「創業するかた」「空き店舗で開業するかた」は対象外です）